

平成29年5月10日
住友生命保険相互会社

「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」設立と 議決権行使結果の個別開示実施について

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入表明を行っております。

今般策定・公表いたしました「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みの一環として、議決権行使を含めたスチュワードシップ活動に関する利益相反管理態勢強化と透明性向上を目的に、（１）「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を新設し、（２）議決権行使結果の個別開示を行うことを決定しましたので、その詳細につきお知らせいたします。

(1) スチュワードシップ活動に関する第三者委員会の新設について

当社では、スチュワードシップ活動は投資先企業の株式価値向上を促し、中長期的な株式投資リターンの拡大を図るための重要な手段であるという認識のもと、株式投資における中核業務と位置付けて注力しています。

今般、スチュワードシップ活動において生じうる利益相反を防止する態勢を強化等するために、社外の視点から議決権行使判断のチェック等を行う「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を設立します。

当該委員会では、利益相反が生じる可能性のある議案や議決権行使の妥当性の確認を要する議案などの個別議決権行使の判断に関し、一定の条件に該当する議案について、事前に審議・意見具申のプロセスを踏むことで議決権行使に関するガバナンス体制を強化します。

また、議決権行使に係る審議等に限らず、スチュワードシップ活動結果や取り組み状況の自己評価を踏まえた活動方針の策定、並びに議決権行使ガイドライン及び関連する規定の改廃に関する事項等についても審議・意見具申のプロセスを踏むことにより、当社のスチュワードシップ活動をより充実させていく所存です。

<スチュワードシップ活動に関する第三者委員会(概要)>

役割	以下の事項の審議と意見具申を行う。 ➤ 個別議決権行使の判断に関する事項 (※) ➤ 議決権行使ガイドライン、関連する規定の改廃に関する事項 ➤ その他当社のスチュワードシップ活動に関する事項
構成	社外委員を過半とする構成とする。 ➤ 社外委員：複数名 (社外有識者) ➤ 社内委員：1名 (コンプライアンス統括部担当執行役)
開催頻度	原則年3回

(※) 利益相反が生じる可能性がある議案等

(2)議決権行使結果の個別開示について

当社では現在、ホームページ上の「スチュワードシップ活動（対話・議決権行使）に関する考え方および活動状況報告」において、議決権行使の結果については議案の主な種類ごとに整理・集計した集計表形式での開示を行っているほか、主な反対理由や、賛成・反対それぞれの具体的な事例も示すことで、当社の議決権行使の状況を分かりやすくご理解いただける内容となるよう努めております。

今般策定した「お客さま本位の業務運営方針」に基づき、資産運用においても引き続きお客さまの最善の利益を追求してまいります。その一環として、スチュワードシップ活動では投資先企業と質の高い対話を実践していくとともに、議決権行使の透明性をより高め、十分な説明力を確保していくことで、保有株式の更なる価値向上を図るべく、今後は議決行使結果の個別企業および議案ごとに開示（個別開示）を実施することといたします。

なお、議決権行使結果の個別開示については、平成 29 年 6 月に開催される株主総会に関する議決権行使分から実施いたします。

以上